

都市計画税率の見直しに関する説明会

～持続可能なまちづくりのために～



令和8年8月29日(土) 師勝中学校
令和8年8月30日(日) 西春中学校

○次第

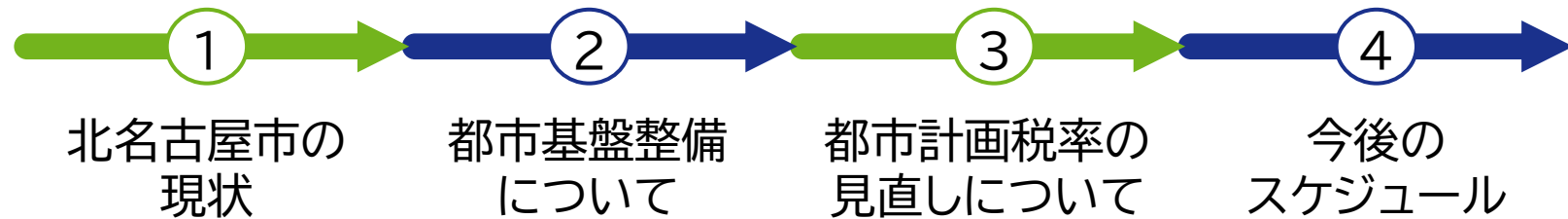
- 1) 市長挨拶
- 2) 説明(約30分)
- 3) 質疑・応答

○本日の出席者

市長
副市長
総合政策部長(説明)
総務部長
建設部長
ほか 関係課長



○本日の説明内容



○本日の説明でお伝えしたいこと

なぜ、今、都市計画税率を見直す必要があるのか。

見直した都市計画税はどのように使われるのか。



2006年の合併以降、「健康快適都市」の実現に向けて、さまざまな市民サービスの充実に取り組んできました。

健康・福祉分野

健康でいきがいを持って
暮らせるまちづくり

都市基盤分野

快適で利便性の高い
まちづくり

教育・文化分野

豊かな学びと心を育み
文化の薫るまちづくり

産業活力分野

魅力的で活力ある
まちづくり

安全・環境分野

安全・安心で環境に
やさしいまちづくり

協働・行財政分野

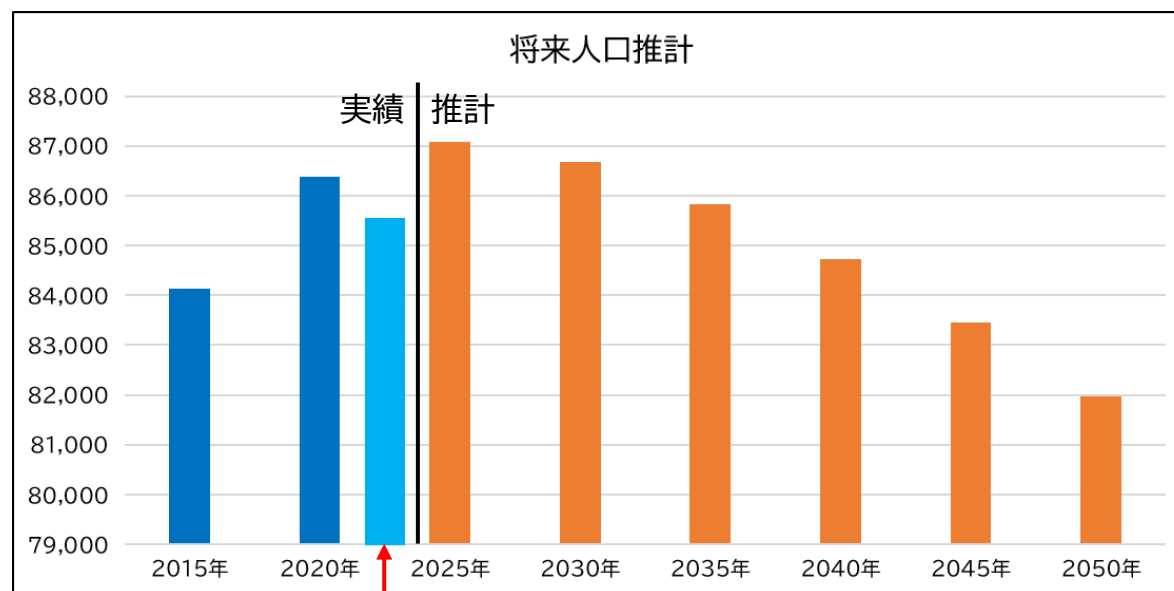
協働と連携の
まちづくり

- 18歳以下の子ども医療費無償化
- 市民活動センター「μ-base」の整備
- きたバスの運行
- 高齢者タクシー料金助成
- 保育園へのICT導入
- 児童クラブを全校区に設置
- 北名古屋市総合運動広場の整備
(稲葉篤紀ふるさと広場)
- 児童センターきらりの整備

など

総合計画 分野別まちづくり方針

これまでの将来人口推計では、2025年がピークになると見込まれていましたが、2025年の国勢調査の結果では、すでに人口減少が始まっています。



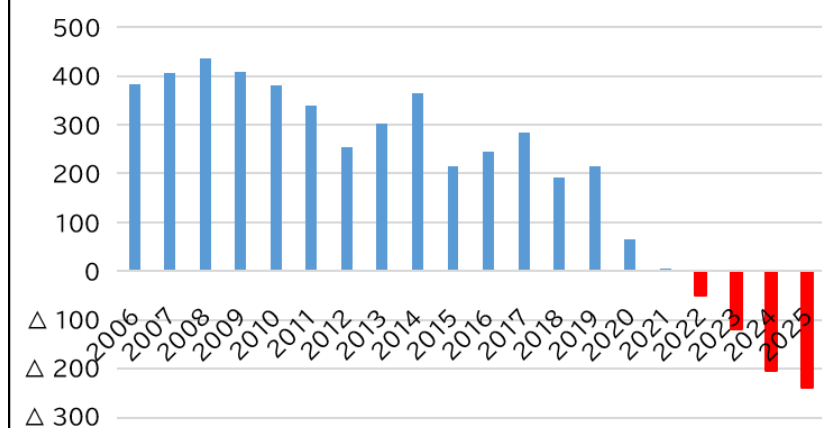
社会保障・人口問題研究所(R2国勢調査ベース)

2025年国勢調査の速報値

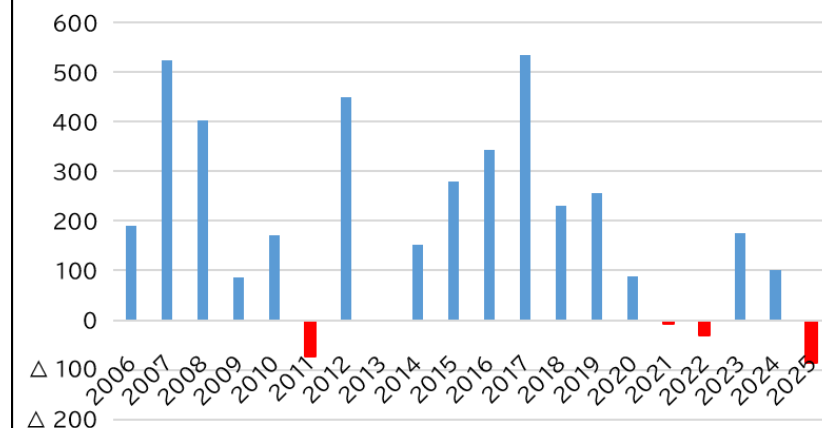


人口減少の要因は、少子化だけではなく近年の転出超過も考えられます。

自然増減数(出生－死亡)



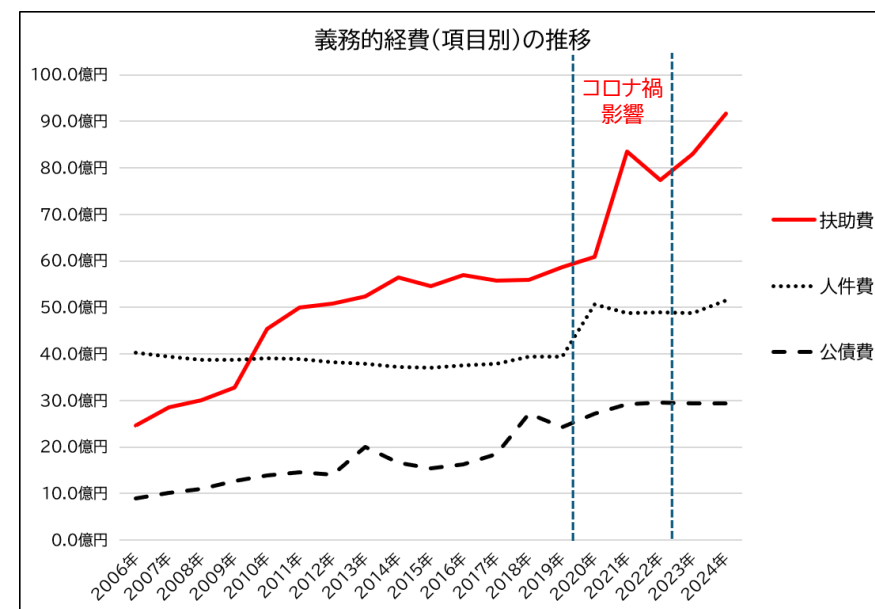
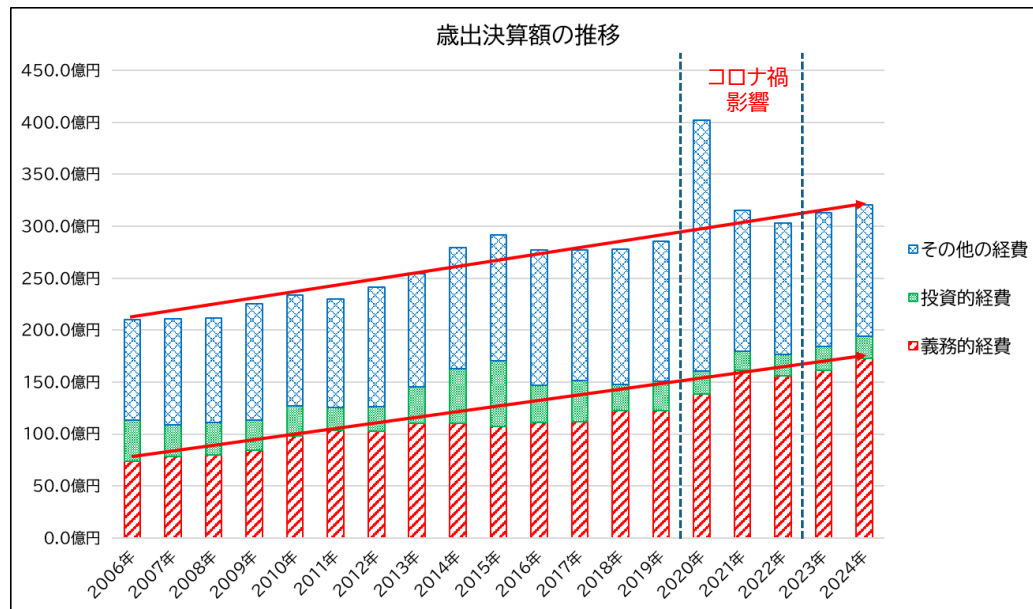
社会増減数(転入－転出)



住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)
各年次(1/1～12/31)の値
※2013は住基法改正に伴い、外国人の登録が始まったため特異
値として省略しています。



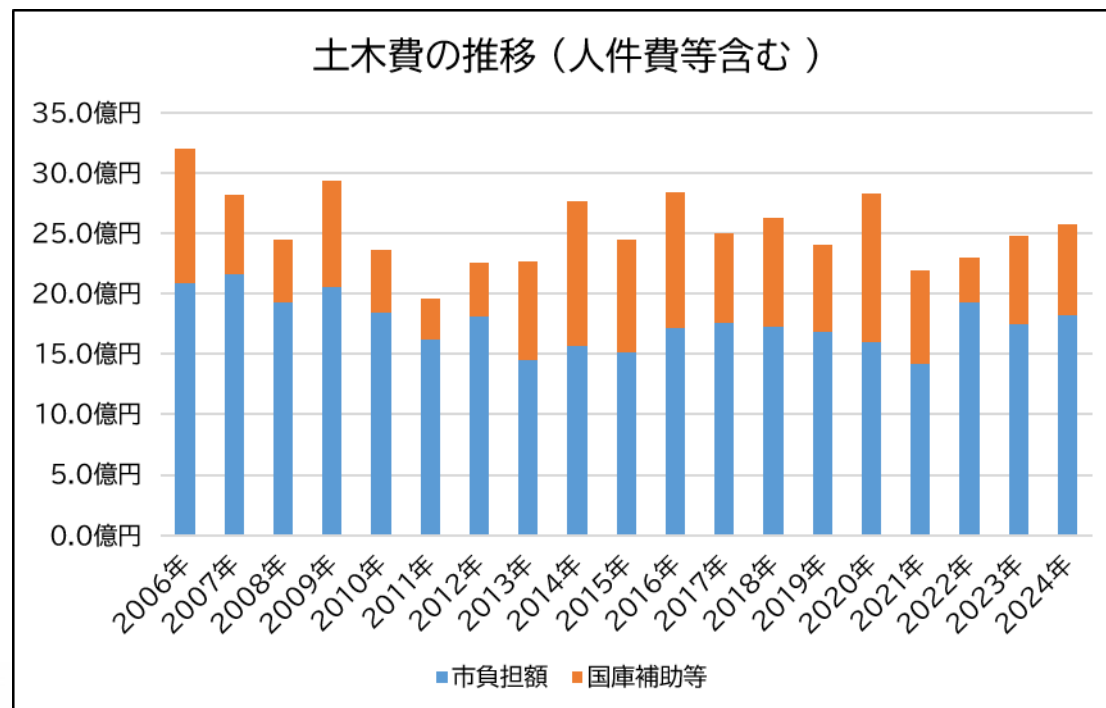
市の歳出は年々増加しており、その多くが義務的経費の増加です。(左グラフ)
義務的経費の中でも、扶助費の増加が顕著です。(右グラフ)



義務的経費
扶助費、人件費、公債費(右グラフ)
投資的経費
普通建設事業費、災害復旧事業費

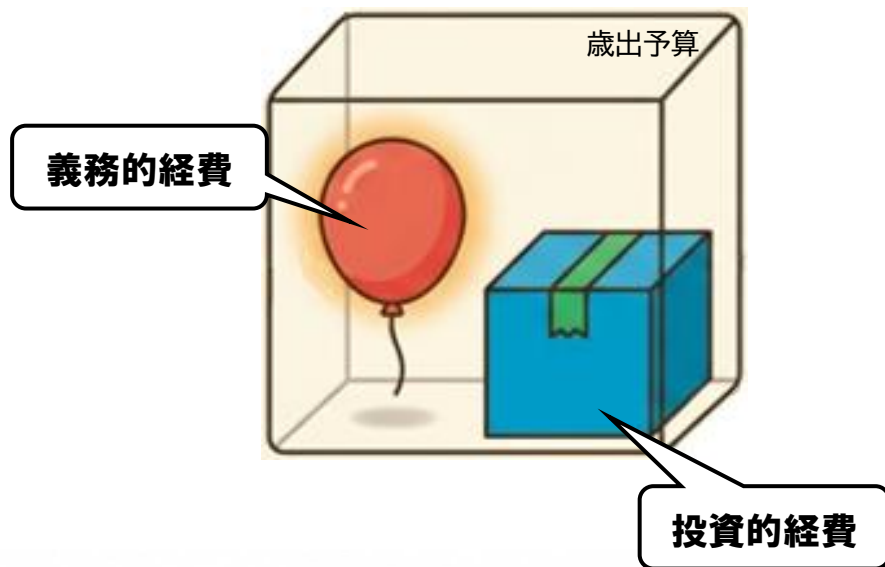
扶助費に該当する事業の例
子ども医療費、児童手当費、障害福祉サービス事業費
後期高齢者医療費、生活保護事務費 など

土木費は合併後ほぼ横ばいであり、労務単価や物価の上昇を加味すると、実質的に都市基盤整備に充てられる割合は減少している状況です。

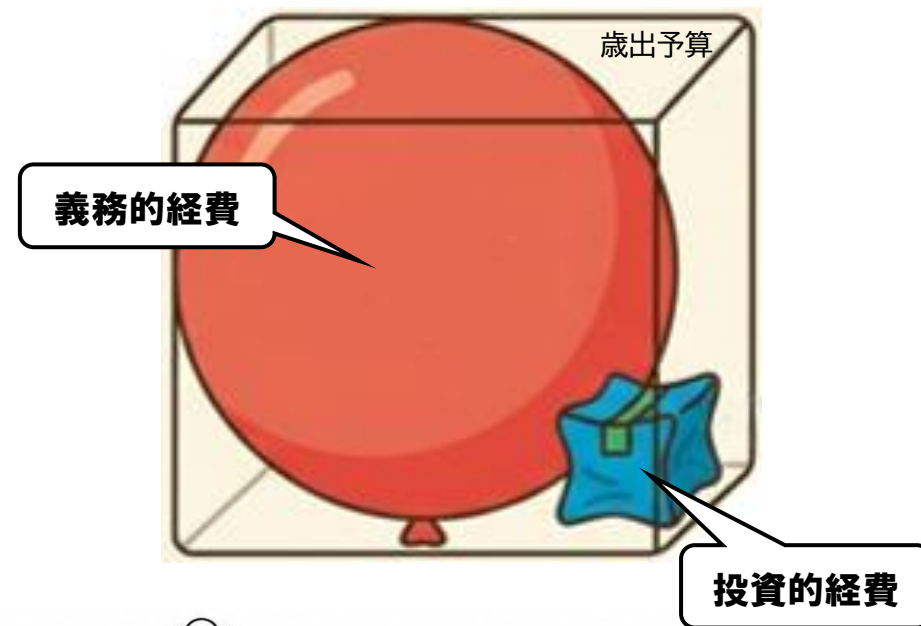


義務的経費の歳出予算に占める割合が増えており、投資的経費が圧迫されています。

合併当初



現在



○都市基盤(インフラ)とは…

○都市計画施設

主には幹線道路や都市公園、下水道など

(都市計画決定したもののみ)

(都市計画施設などを一体的に整備する事業手法として、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある)

○それ以外の施設

主には生活道路や水路など

道路施設である側溝の整備や水路の蓋掛けなど

通学路(生活道路)の安全対策などの優先度が高い事業を実施するため、限られた財源を「それ以外の施設」へ振り分けざるを得ない。

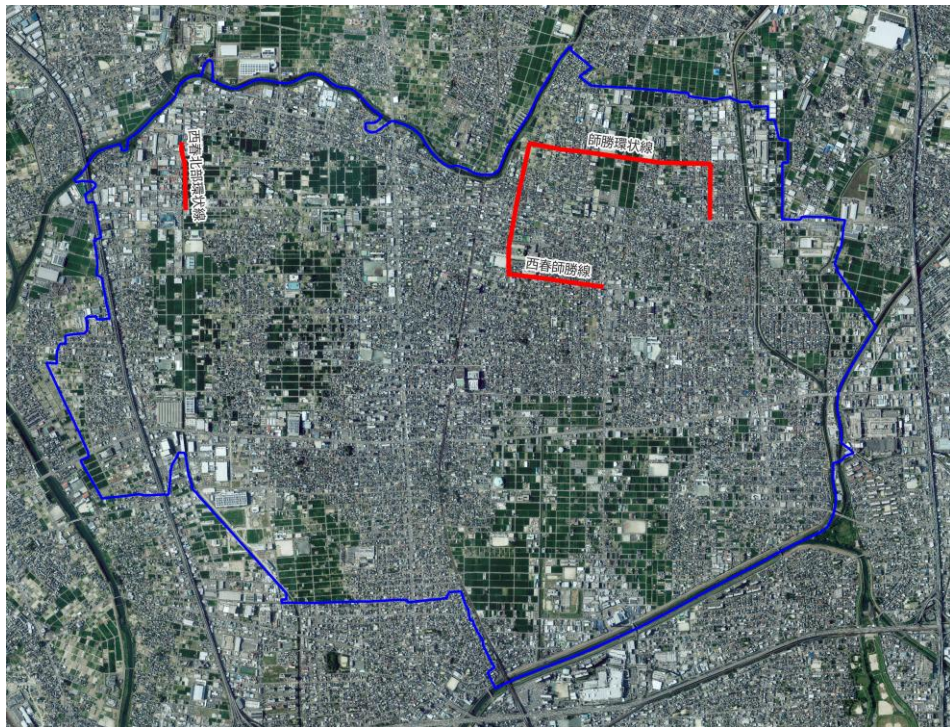


○都市計画施設の整備状況

	合併時(2006年度)	現在(最新値)	状 況
都市計画道路	整備完了:1路線 整備中:5路線 未着手:2路線 整備率:53.2%	整備完了:3路線 整備中:4路線 計画廃止:1路線(見直し) 整備率:71.1%	愛知県全体の整備率 約8割完了
都市公園	10か所 総面積:2.34ha 0.30㎡/市民一人	16か所 総面積:4.15ha 0.48㎡/市民一人	市民一人当たり公園面積 愛知県内の市で最小
下水道(汚水)	整備済面積:154.2ha 整備率:11.2% 普及率:0%	整備済面積:686.8ha 整備率:50.1% 普及率:58.2%	愛知県全体の普及率 82.1%
下水道(雨水)	雨水貯留施設 整備率:0%	雨水貯留施設 整備率:0%	新川流域15市町全体の整備率 44.5%



○都市計画道路



【整備中・未完了の都市計画道路】

- ・西春北部環状線
- ・師勝環状線
- ・西春師勝線

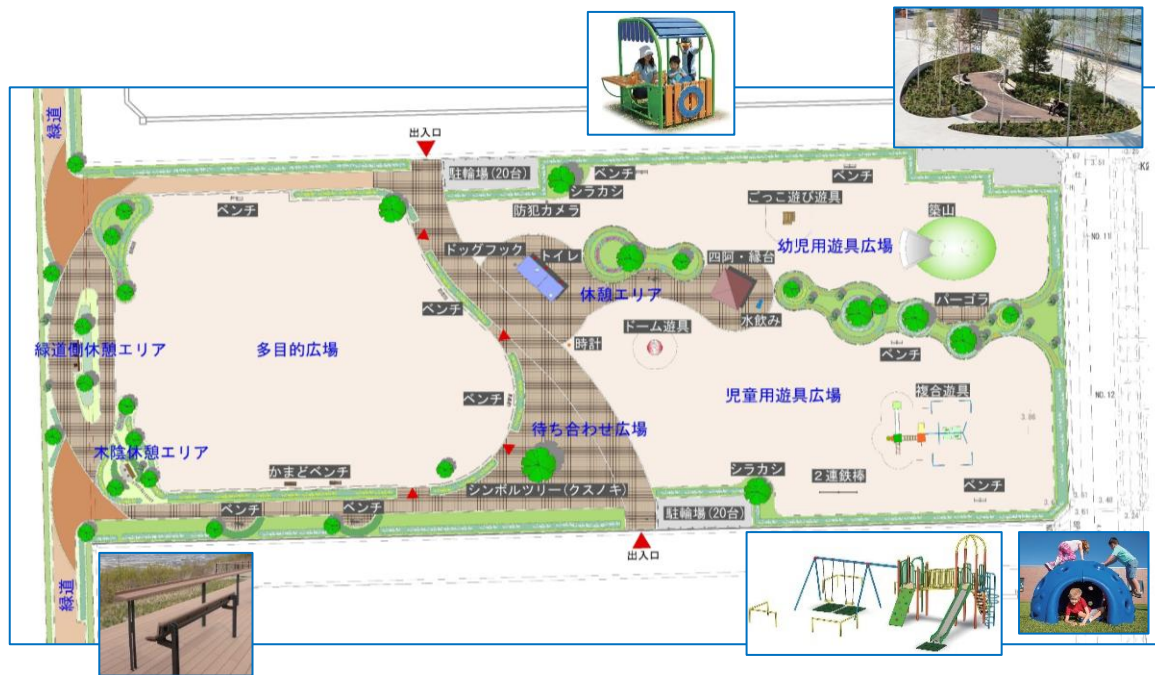


整備済みの都市計画道路
(高田寺久地野線)

30年間の推定事業費
(※現時点での想定)
約30億円



○都市公園



整備中の六反公園の完成イメージ

【整備中・整備予定の都市公園】

- ・(沖村)六反公園
- ・(沖村)舟附公園

【今後、検討を進める予定の公園】

- ・鹿田中央公園
- ・能田中央公園
- ・(仮称)石橋公園

30年間の推定事業費
(※現時点での想定)
約30億円



○下水道(雨水)



雨水貯留施設

浸水被害を軽減するため、公園などの公共用地の地下に雨水貯留施設の整備を行います。

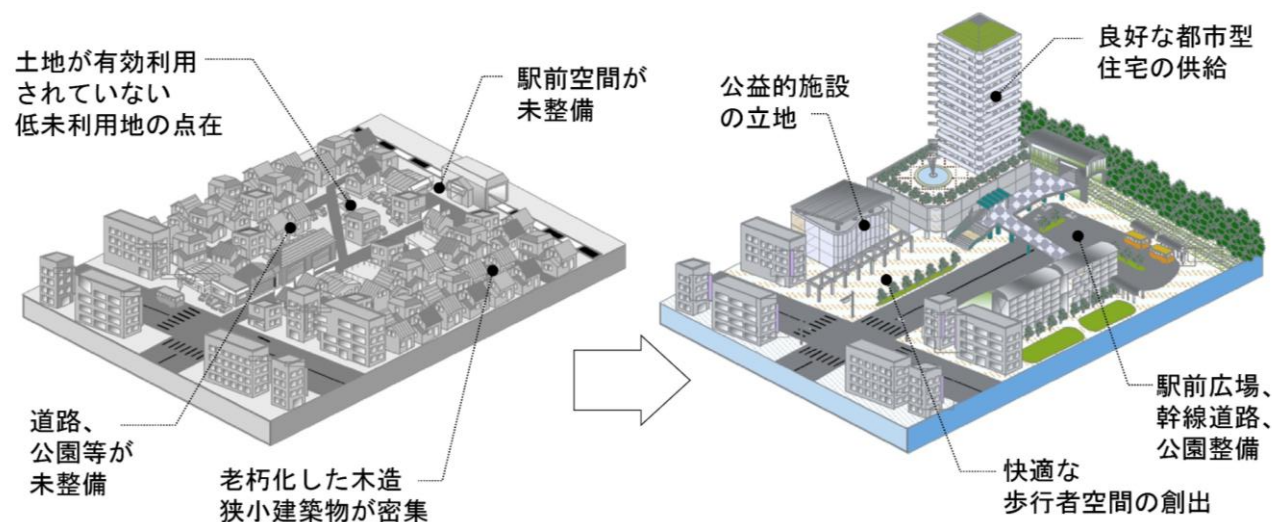
【整備予定の雨水貯留施設など】

- ・鹿田雨水調整池
- ・能田中央公園調整池
- ・片場ポンプ場

30年間の推定事業費
(※現時点での想定)
約160億円



○その他の都市基盤整備



国土交通省HPより

【その他の主な事業】

- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・駅前広場整備等

市街地再開発事業のイメージ



(参考)都市計画施設以外の建設関連事業について

○公共施設の適正配置

2026年3月に北名古屋市公共施設適正配置計画を策定し、老朽化が進む公共施設の機能をできるかぎり維持しながら、市民ニーズや社会情勢にあった施設の集約・統廃合を進めていきます。

○インフラ施設の老朽化対策

都市計画施設以外のインフラ施設も老朽化が進み、維持・修繕が必要です。

○市役所庁舎の統合検討

東西庁舎が建築後50年を経過し、また市民の利便性の向上のため、庁舎統合の検討を進めています。

※上記事業には、原則、都市計画税は充当できません。



○見直しに至った理由

北名古屋市が将来にわたり、持続可能なまちであるために、「選ばれるまち」・「住み続けたいまち」を目指します。

「選ばれるまち」・「住み続けたいまち」となるためには、安全・安心で利便性の高い都市基盤整備の推進が必要です。

現在の厳しい財政状況や先行きが不透明な社会情勢の中、将来にわたる都市基盤整備のための財源が確保できていない状況です。

そこで、都市基盤整備の推進のために、目的税である都市計画税の税率の見直しを行います。



都市計画税とは・・・

土地及び家屋の所有者に対し課される市町村税で、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税

※税率は「0.3%を超えることができない」と法律で規定されています。



(市街化区域内の)
土地及び家屋の評価額

× 税率 =



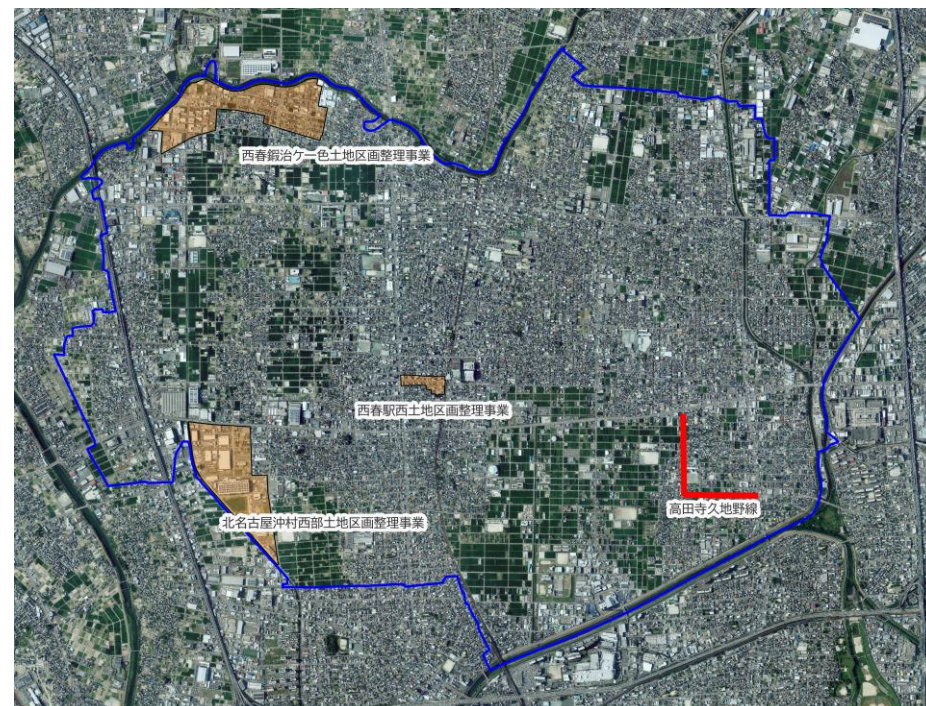
都市計画事業又は土地区画整理事業にのみ充当可能

(都市計画事業認可が必要)



○これまでに都市計画税を充当して実施した主な事業

- ・西春鍛冶ヶ一色土地区画整理事業(2013年完了)
- ・西春駅西土地区画整理事業(2016年完了)
- ・都市計画道路 高田寺久地野線(2024年完了)
- ・北名古屋沖村西部土地区画整理事業(事業中)
- ・下水道(汚水・雨水)事業(事業中)



○都市計画税の課税区域＝市街化区域

・市街化区域の面積

合併時:1,175万 m^2

⇒ 現在:1,210万 m^2

(市域全体:1,837万 m^2)

・課税対象

【2006年度】

土地 約877万 m^2

家屋 約387万 m^2

都市計画税収入額 約7.2億円

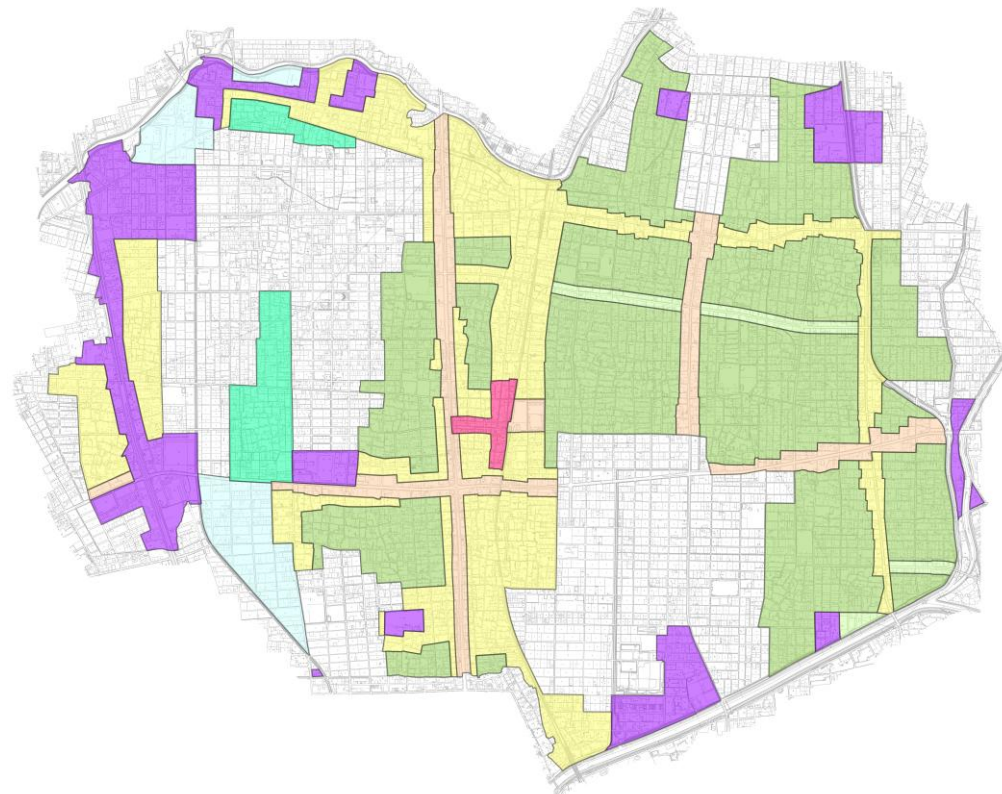
【2024年度】

土地 約892万 m^2

家屋 約473万 m^2

都市計画税収入額 約8.8億円

+1.6億円

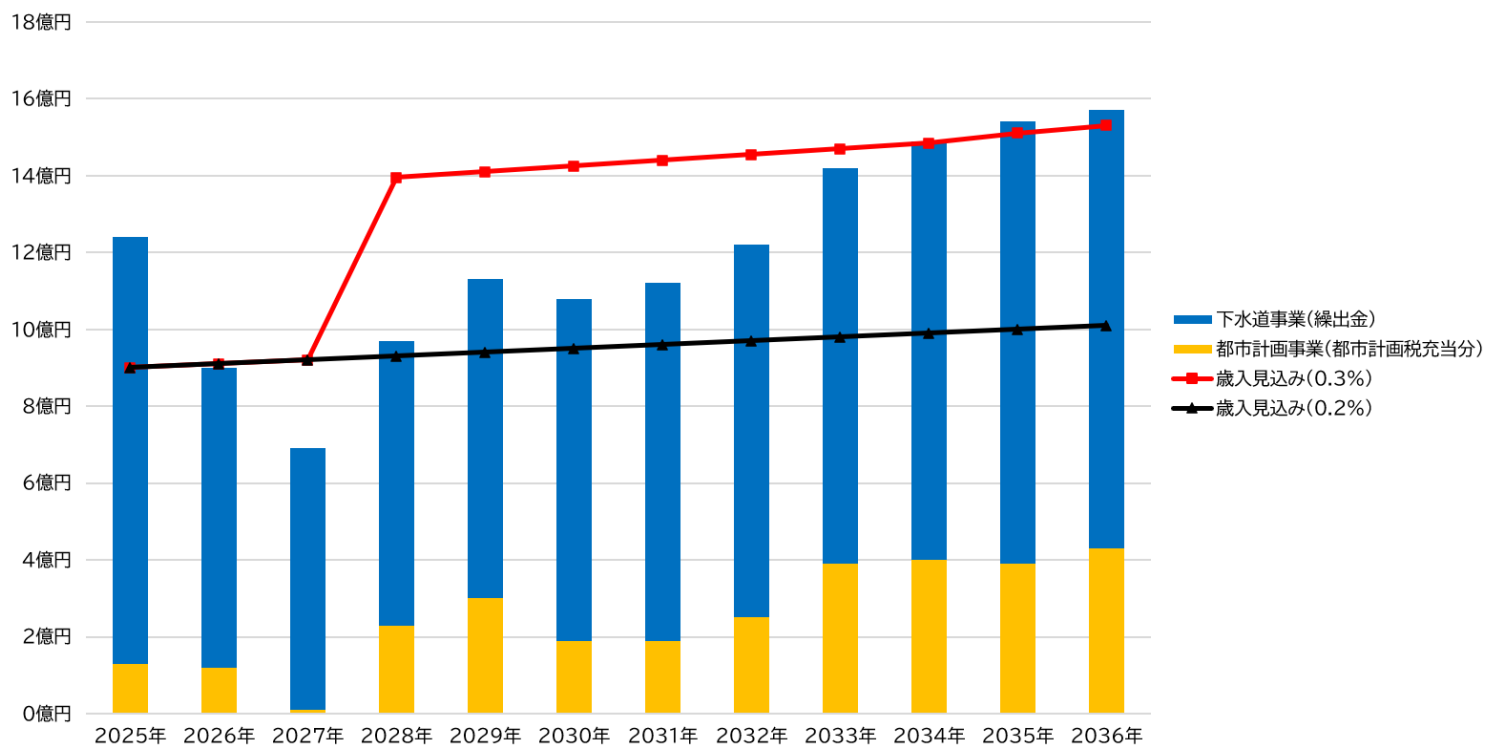


※着色部分が市街化区域



現在計画している都市計画事業を進めると、2028年には現在の都市計画税の歳入を上回る歳出が想定されます。

都市計画事業及び都市計画税の将来見込み



○見直しの内容

2028年度賦課分より
(2028年1月1日賦課期日)

[現状] **0.2%**



[見直し後]
0.3%
(制限税率の上限)

1 税率 **0.3%**
(上限)

名古屋市、一宮市、春日井市、
江南市、稲沢市 など

県内34団体



2 税率 **0.25%~0.28%**

6団体

3 税率 **0.2%**

北名古屋市(現在)

4団体

4 税率 **0.15%以下・未導入**

10団体

税収見込み: 約8.8億円→約13.2億円

見直し効果額: **+約4.4億円**

(2024年度決算額をもとに試算)



○標準的な税額の試算

対 象	現行 固定資産税(1.4%) 都市計画税(0.2%)	見直し後 固定資産税(1.4%) 都市計画税(0.3%)	差 額
一般住宅(土地40坪) 木造、2階建	85,550円	92,100円	6,550円
雑種地(100坪)	197,600円	209,950円	12,350円

※試算額は市全体の平均値となりますので、地域によって異なります。

個別の具体的な金額は、固定資産税・都市計画税納税通知書(4月発送)をご確認いただき、課税標準額の0.3%が見直し後の概算税額となります。



令和8年度

8月

市民説明会開催

9月

市議会にて市民説明会の結果報告

12月

市議会へ条例改正案の提出

令和9年度

4月

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送に合わせ、都市計画税率の見直しに関する案内文を送付

令和10年度

4月

見直し後の税率を適用



ご清聴ありがとうございました。

北名古屋市がこれからも皆様の故郷として
誇れるまちであり続けるために
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



質疑・応答

